

議案第13号

市道路線の認定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年6月3日

つくば市長 五十嵐立青

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第2項の規定に基づき、市道の路線を次のとおり認定する。

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
1級75号線	つくば市鍋沼新田 398 番 1 地先から	
	つくば市下河原崎 503 番地先まで	

（提案理由）

上河原崎・中西地区区画整理事業に伴う市道組替えにより認定するため、この案を提出するものである。

# つくば市 6 月定例会議

## 市道認定図面

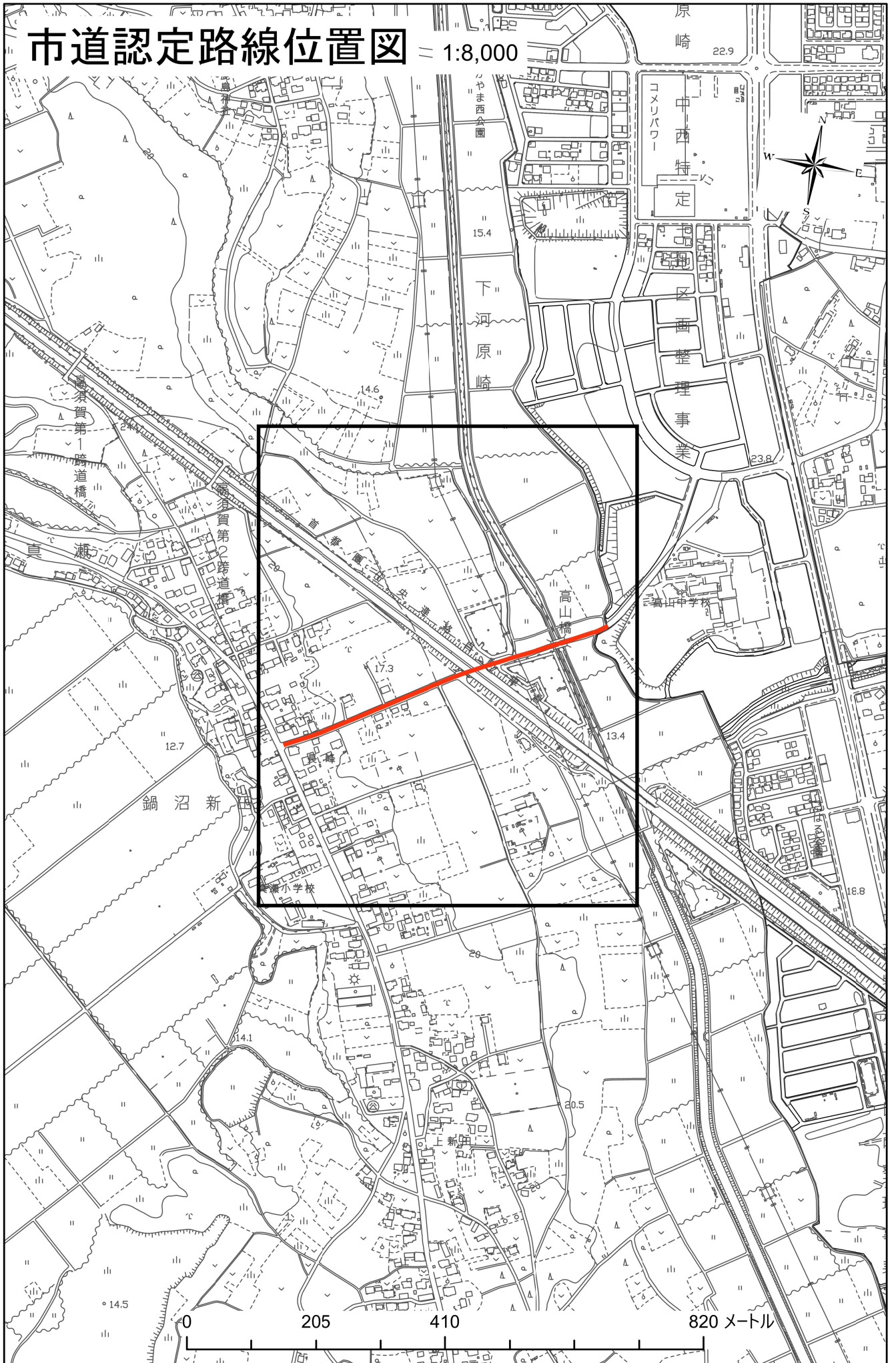


## 目次

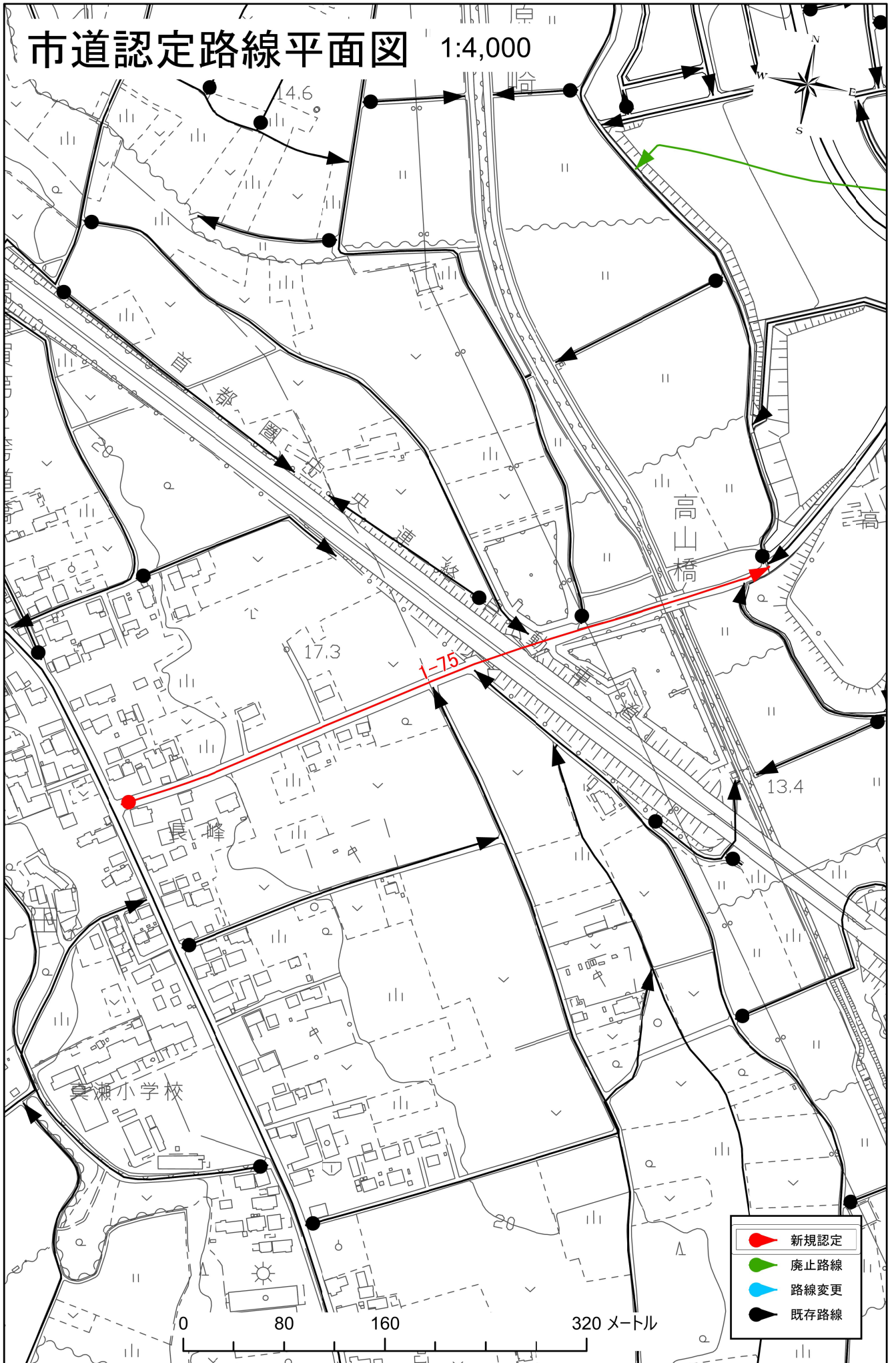
路線名	起 点	理由	頁	延長(m)
	終 点			
1級75号線	つくば市鍋沼新田398番1地先から	上河原崎・中西地区区画 整理事業に伴う市道再編 により認定するため	1, 2	549.2
	つくば市下河原崎503番地先まで			

合計路線	1本
合計延長	549.2m

# 市道認定路線位置図 1:8,000



# 市道認定路線平面図 1:4,000



- 新規認定 (Newly designated route)
- 廃止路線 (Discontinued route)
- 路線変更 (Route change)
- 既存路線 (Existing route)